

## 令和7年度第1回

### 武蔵村山市行政評価委員会会議次第

日 時：令和7年7月11日（金）

午後2時15分から

場 所：301会議室（市役所3階）

日 程	内 容
開 会	
報 告 事 項	令和7年度における行政評価の実施について
議 題 1	副委員長の互選について
議 題 2	事務事業の外部評価について
議 題 3	その他
閉 会	



## 1 行政評価委員会の所掌事務等

行政評価委員会は、本市が行う行政評価について、その公正性及び客観性を確保するとともに、市民感覚を取り入れた評価とするために設置される委員会であり、所掌事務は、外部評価に関する事、その他行政評価の実施に関して必要と認めることを審議し、その結果を市長に報告することである。

(資料一覧1ページ：「資料1」武蔵村山市行政評価委員会設置要綱」参照)

## 2 行政評価委員会の委員

行政評価委員会は、市長が委嘱する6人の委員をもって組織されており、委員の任期は、委嘱日である令和7年7月11日から令和9年3月31日までとなる。

(資料一覧3ページ：「資料2」武蔵村山市行政評価委員会委員名簿」参照)

## 3 行政評価の目的

### (1) 市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換

市民の生活感覚で事務事業を改めて点検し、より成果を重視した選択的行政執行へと行政運営の転換を図る。

### (2) 透明性の高い行政運営の実現

P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)サイクルを確立の上、行政評価の結果を市民に公表し、透明性の高い行政運営を進める。

### (3) 職員の意識改革

「何のために」、「誰のために」事業執行しているのかを自ら改めて点検することで、「市民に喜ばれる成果重視」へと意識の転換を図るとともに、使命感、意欲の高揚を図る。

(資料一覧4ページ：「資料3」武蔵村山市行政評価実施要綱」参照)

## 4 行政評価の対象

令和7年度の行政評価の対象は、武蔵村山市第五次長期総合計画の令和6年度の実施計画に登載された全ての事務事業（評価の実施が困難なものを除く。）、財政課による「補助金等の見直し状況等に関する調査」の結果を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われる補助事業、実施計画や予算の査定を行う中で把握した見直し等を図るべきと思われる事務事業、及び所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業を対象とし、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により評価を行うものとする。

なお、行政評価委員会による外部評価は、内部評価を実施した事務事業のうち、行政評価会議が選定した15件の事務事業等を対象として実施するものとする。

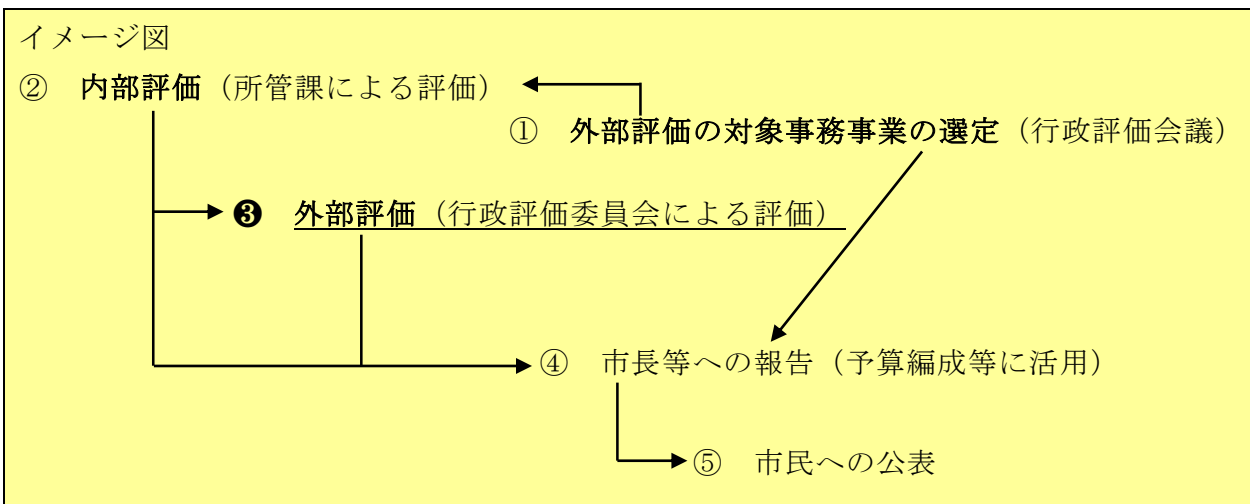
(別添資料：「武蔵村山市第五次長期総合計画 ⑥実施計画」、資料一覧6ページ「資料4」令和7年度第1回武蔵村山市行政評価会議会議録（要旨）」及び「別紙」令和7年度行政評価外

部評価の対象事務事業」参照)

## 5 行政評価の流れ

行政評価会議により外部評価の対象事務事業として選定されたものについて、所管課による内部評価の実施後、行政評価委員会による外部評価を行うものとする。

また、行政評価の結果は、市政情報コーナーで閲覧に供するほか、市ホームページ等に掲載することで市民に公表する予定である。



## 6 行政評価委員会の会議の公開

本市では、市民等が参加される会議については、非公開情報に係る審議を除いて会議及び会議録の公開を行っており、当委員会の会議の公開については「武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」に基づき対応している。

そのため、会議の傍聴の申込みがあった場合には、傍聴の許可を行うものである。

(資料一覧29ページ「資料5」武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び資料一覧34ページ「資料6」武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」参照)

## 議題 1 副委員長の互選について

---

このことについて、武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第4条第3項の規定により、副委員長を委員の互選により選任する。

### 副委員長

(参考)

#### ○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる者として委嘱された委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 議題 2 事務事業の外部評価について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、行政評価会議により選定された事務事業等について、所管課による内部評価を踏まえて外部評価を行う。

外部評価は、所管課による内部評価を踏まえて外部評価調書により行うものとし、事務事業等の実施状況や実績などについて、行政評価委員会として視点別に評価するとともに、今後の方向性を含めた総合評価を行うものとする。

### ○ 外部評価調書（事務事業）

事務事業名					
所管部署					
視点別の評価	妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の関与は必要か</li> <li>・市民のニーズに適合しているか</li> <li>・市民との協働により事業を実施しているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない		
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止・休止とした場合の市民への影響</li> <li>・受益者負担は適切か</li> <li>・施策への貢献度は適切か</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない		
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託等は可能か</li> <li>・事業費の更なる削減は可能か</li> <li>・類似事業等との統合は可能か</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない		
総合評価	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了			

○ 外部評価調書（補助金等）

事務事業名			
所管部署			
視点別の評価	公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の関与は必要か</li> <li>・市民のニーズに適合しているか</li> <li>・一般市民にも間接的な受益があるか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない
	有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止・休止とした場合の市民への影響</li> <li>・補助基準は明確か</li> <li>・補助金の交付により期待された効果が得られたか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助内容や補助額の見直しは可能か</li> <li>・補助期間を設定しているか</li> <li>・類似の補助金との統合は可能か</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない
総合評価	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了	

(参考)

<p>○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。</u></p> <p>(1) <u>武蔵村山市行政評価実施要綱（令和4年武蔵村山市訓令（乙）第25号）第4条第1項第2号に規定する外部評価に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他行政評価の実施に関して必要と認めること。</u></p>
--

○ 本日の審議対象（計3件）

No.	事務事業等	主管課	審議時間 (予定)	資料(※) ページ
1	L I N E等システム導入事業	秘書広報課	午後2時30分 ～午後3時5分	P 1
4	自主防災組織活動資器材等 助成事業	防災安全課	午後3時10分 ～午後3時45分	P 3
5	避難情報等電話配信サービス事業	防災安全課	午後3時50分 ～午後4時25分	P 5

(※)「令和7年度第1回 外部評価対象事務事業【評価調書・補足資料】」参照

### 議題3 その他

#### ○次回以降の会議の開催日程

	日 時	場 所	評 価 対 象 事 案
第2回	令和7年8月18日(月) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	No.6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業(企画調整 ハイリスクアプローチ) No.7 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業(ポピュレーションアプローチ) No.8 武蔵村山観光まちづくり協会助成事業
第3回	令和7年8月26日(火) 午後2時から	中部地区会館 403集会室 (市役所4階)	No.2 ビジネスチャットの導入及び文章生成AI活用事業 No.11 ベビーシッター利用支援事業
第4回	令和7年10月3日(金) 午後2時から	中部地区会館 403集会室 (市役所4階)	No.12 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) No.10 重度心身障害者おむつ支給事業
第5回	令和7年10月10日(金) 午後2時から	中部地区会館 403集会室 (市役所4階)	No.15 市民駅伝競走大会実施事業 No.14 外国青年英語教育推進事業
第6回	令和7年10月17日(金) 午後2時から	中部地区会館 403集会室 (市役所4階)	No.3 職員自己啓発助成金 No.9 資源回収奨励金 No.13 私道整備補助事業
第7回 (予備日)	令和7年10月28日(火) 午後2時から	301会議室 (市役所3階)	

※会議の進況状況により開催しない場合もございます。



# 資料一覧

資料名		頁
資料 1	武蔵村山市行政評価委員会設置要綱	1
資料 2	武蔵村山市行政評価委員会委員名簿	3
資料 3	武蔵村山市行政評価実施要綱	4
資料 4	令和 7 年度第 1 回武蔵村山市行政評価会議会議録(要旨)	6
資料 5	武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針	2 9
資料 6	武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領	3 4



○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱

平成28年5月31日  
武蔵村山市  
訓令(乙)第147号

(設置)

第1条 武蔵村山市が行う行政評価(以下「行政評価」という。)について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵村山市行政評価実施要綱(令和4年武蔵村山市訓令(乙)第25号)第4条第1項第2号に規定する外部評価に関すること。
- (2) その他行政評価の実施に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員6人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 企業経営分野等に関し識見を有する者 3人
- (3) 公募による市民 2人

2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長

が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日訓令（乙）第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令（乙）第60号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 武蔵村山市行政評価委員会委員名簿

(令和7年7月11日委嘱)

氏名	選出区分	任期	備考
坂野達郎	学識経験者	令和7年7月11日から 令和9年3月31日まで	
栗原誠	企業経営分野等に関し 識見を有する者	同上	
齊藤洋介	企業経営分野等に関し 識見を有する者	同上	
横山昌明	企業経営分野等に関し 識見を有する者	同上	
今井克博	公募による市民	同上	
池鯉鮒結子	公募による市民	同上	

(選出区分ごとに五十音順 (敬称略))

## ○武蔵村山市行政評価実施要綱

令和4年3月29日  
武蔵村山市  
訓令(乙)第25号

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵村山市（以下「市」という。）の行政評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、行政評価の結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市政について市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が実施した事務事業について、その効果等の分析及び検証を行い、総合的に評価することをいう。
- (2) 事務事業 施策を実現するための手段として、個別の予算及び人員から構成される行政活動の基本的な単位をいう。
- (3) 実施計画 施策を計画的に実施するために、特に重点的かつ優先的に進めていくべき事務事業を記載し、毎年度策定される計画をいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、前年度の実施計画に搭載された全ての事務事業（評価の実施が困難なものを除く。）その他市長が必要と認める事務事業（以下「対象事務事業」という。）とする。

(行政評価の種類等)

第4条 行政評価は、毎年度、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 内部評価 対象事務事業を所管する部課等が、当該対象事務事業について行う妥当性、有効性などの分析及び検証とこれに伴う評価とする。
- (2) 外部評価 武蔵村山市行政評価委員会が、行政評価の客観性及び透明性を確保するため、武蔵村山市行政評価会議（次条第1項を除き、以下「行政評価会議」という。）が必要と認める対象事務事業について、内部評価の結果を踏まえて行う評価とする。

2 企画財政部長は、行政評価の実施に関し、対象事務事業を所管する部の長に対し、必要な調整及び助言を行うことができる。

(行政評価会議の設置)

第5条 前条第1項第2号の外部評価を実施する対象事務事業の選定を行うため、武蔵村山市行政評価会議を置く。

- 2 行政評価会議は、副市長主宰の下に、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長及び教育部長をもって組織する。
- 3 副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、企画財政部長がその職務を代理する。
- 4 この要綱に定めるもののほか、行政評価会議の運営に関し必要な事項は、副市長が行政評価会議に諮って定める。

(選定結果の市長への報告等)

第6条 行政評価会議は、前条第1項の規定により外部評価を実施する対象事務事業の選定を行ったときは、その結果を市長に報告するとともに、対象事務事業を所管する部の長及び企画財政部長に通知するものとする。

(評価結果の活用)

第7条 市長は、行政評価の結果（内部評価のみの結果を含む。以下同じ。）を予算編成上の資料として活用する。

- 2 対象事務事業を所管する部の長は、行政評価の結果により対象事務事業の見直しが必要とされた場合は、適宜、必要な措置を講じなければならない。

(評価結果の公表)

第8条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

(庶務)

第9条 行政評価の庶務は、企画財政部企画政策課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項（第5条第4項及び第7条第2項に規定する事項を除く。）は、企画財政部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日訓令（乙）第41号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和7年度第1回武蔵村山市行政評価会議
開 催 日 時	令和7年6月3日(火)午後1時28分から午後3時32分まで
開 催 場 所	301会議室
欠 席 者	出席者：副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、教育部長 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、企画政策課行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	令和7年度における行政評価の実施について
議 題	1 外部評価対象事務事業の選定について 2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 外部評価の対象事務事業について、事務局案を一部修正して15事業を選定した。 議題2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について、事務局案のとおり12事業を行政評価委員会に報告することとした。 議題3 特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=構成員 ●印=事務局	報告事項 令和7年度における行政評価の実施について ● 報告事項「令和7年度における行政評価の実施について」説明する。 初めに、行政評価の目的についてである。 令和7年度の行政評価については、(1)市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換、(2)透明性の高い行政運営の実現、(3)職員の意識改革の3点を目標として実施する。 次に、行政評価の対象についてである。 今年度の行政評価の対象について、1点目は、⑥実施計画に登載された事務事業等である。実施計画の「年度別内訳」の「令和6年度」の欄が「実施」、「検討」などの記載がなく、空欄となっているものは対象外とする。今回は196事業が対象となっている。 2点目は、財政課による「補助金等の見直し状況等に関する調査」の結果を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われる補助事業で、141事業の中から検討し、1事業が対象となっている。 3点目は、実施計画や予算の査定を行う中で把握した見直し等を図るべきと思われる事務事業等である。過年度の実施計画登載事務事業や市単独事業等から見直し等を図るべき事務事業について検

討し、5事業が対象となっている。

4点目は、所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業等である。今回、所管課から2事業について実施の希望があった。

なお、2点目及び3点目より対象となる事務事業については、本会議において外部評価対象事務事業として選定されなかった場合においては、所管課による内部評価も実施しないこととする。

次に、行政評価の流れについてである。

評価方法については、これまでと同様、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により評価を行うこととする。外部評価に関しては、内部評価を実施した事業のうち、行政評価会議が外部評価を実施すべきと決定した事務事業を対象として実施することとする。

まず、本会議において、外部評価の対象事務事業の選定を行った後、所管課による内部評価、それについて学識経験者等の外部委員で構成する行政評価委員会による外部評価を実施することとしている。

なお、外部評価の実施に当たって、これまでと同様に所管課長から行政評価委員会に説明することとしている。また、内部評価のみを実施したものを含む全ての評価結果について、市長にその結果を報告し、市民への公表を行う。

また、評価調書については、昨年度と同様、実施計画の「年度別内訳」の「令和6年度」の欄が「検討」、「推進」などで予算が計上されていないものや、施設等の改修等の事務事業は、簡素化することを検討している。

次に、行政評価委員会の開催方法についてである。

今年度の行政評価委員会の開催方法について、昨年度に実施した行政評価委員会委員へのアンケート調査において、委員から「対象施設や現場に訪問することがあってもよいかと思う」、「事前に評価対象の事業を見学に行けば良かった」という意見があった。

この意見を踏まえ、行政評価委員会による外部評価をより具体化させるため、今年度に外部評価対象とする事務事業のうち実施現場や施設の視察が可能と思われる事業について、現場視察を取り入れることを検討している。

#### 【質疑・意見等】

- 導入・実施後間もない事業や、費用対効果も高く今後の方向性を「拡充」や「継続」が望ましいことが対外的にも感じられる事業も選定事業（案）に含まれていると思うが、外部評価の対象事務事業となり得るかを伺いたい。
- 御指摘のとおり対象となり得ると考えている。今回、事務局案として提示した中にも一部含まれている。
- 資料の内容が一部変更されており、会議次第6ページに「視察先

の会議室等が使用可能な場合、視察とともにその場で評価を実施する」という記載を削除した理由を伺いたい。

- 今回、事務局案で三つの事務事業を視察先として掲載しており、表現を修正している。本会議で外部評価対象事務事業を選定していただく中で評価の対象外となるものもあると思う。仮に三つの事業が全て選定されても、三か所全てに現場視察を行うのは時間的にも難しい。事務局としては、「おくやみコーナー運営事業」で市役所本庁舎1階に開設したおくやみコーナーを行政評価委員会委員に視察いただくことを考えている。
- 他に意見等あるか。
- 特になし。

#### 議題1 外部評価対象事務事業の選定について

- 「対象事務事業等の選定基準(案)」については、(1)行政評価会議による二次評価を実施していないもの、(2)行政評価委員会による意見聴取や外部評価を実施していないもの、(3)行政評価の結果及び行政評価委員会からの意見を踏まえて、制度や実施方法を見直して3年程度経過しているもの、(4)市政の推進上重点を置いているもの、四つのうちいずれかに該当し、かつ、現状の実績や課題を踏まえて目的や効果の検証が必要と思われるもので、所管部から提案をされたものから優先的に選定することとしている。

続いて、令和7年度の外部評価の対象事務事業(案)については、先に説明した選定基準(案)に該当するものから選定し、合計14件を提案している。

また、今年度も、行政評価制度の積極的な活用による事務事業等の効果的な見直しを図るため、事前に当課企画政策係及び財政課からの意見に基づき外部評価の対象事務事業として選定した31件の事務事業等について、各部に意見照会を行うとともに、外部評価の実施を希望する事務事業等の有無を所管課に確認している。

その結果、2部から2事業の提案があったため、その2事業を提案している。

それでは、候補となる事務事業等について、「別紙 令和7年度行政評価の外部評価対象事務事業等(案)」及び「資料1 令和7年度外部評価の対象事務事業等の選定に係る意見照会結果」に基づき順次説明する。事業番号は資料1に付記したもので伝えるので御承知いただきたい。

#### 所管部からの提案

No.1 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業(企画調整ハイリスクアプローチ)」

所管課は、保険年金課である。

本事業は、高齢者の健康の保持増進のため、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン及び東京都糖尿病性腎症重症化予防プ

プログラム等に基づき、高齢者に対する個別的支援として、保健師や管理栄養士等による個別の面談・電話等の糖尿病性腎症等重症化予防事業を実施するものである。事業実施から3年が経過し、年々参加者の確保が難しい状況となっており、現状の課題を踏まえ、実施内容や周知方法等について効果を検証し、今後の事業運営において参考にするため、外部評価を実施したいとのことである。

#### No.2「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」

所管課は、子ども子育て支援課である。

本事業は、子育て家庭の仕事と育児の両立支援及び地域の子育て支援のための環境整備を目的として、育児の支援を受けたい者及び支援を行いたい者を会員として登録し、会員同士が相互に育児支援活動を行うものである。支援を受けたい者のニーズが多様化する一方、支援を行いたい者の会員登録数の伸び悩みや高齢化、ニーズに合った対応が困難であるなど、実際の支援に至らないという課題が見受けられ、現状の課題を踏まえて事業の効果を検証し、今後の事業運営において参考とするため、外部評価を実施したいとのことである。

#### 事務局からの提案

#### No.2「ビジネスチャットの導入及び文章生成AI活用事業」

所管課はデジタル推進課である。

本事業は、他自治体との情報共有の効率化や職員の負担軽減等を図るため、L G W A N環境で使用可能なビジネスチャットと、ビジネスチャット上で文書作成補助・情報収集などの機能を有する文章生成AIを導入するものであるが、今後、更なる有効な活用策につなげる必要があり、L o G oチャット及びL o G o A Iアシスタントbot版の導入による有効性や効率性を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

#### No.4「テレワーク導入事業」

所管課は職員課である。

本事業は、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、生産性の向上を含めた多様な働き方を実現するため、テレワークを実施するものである。制度の導入後間もないものの、多様な働き方の拡充による職員の職場環境の改善という観点から、テレワークの導入による効果を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

#### No.5「職員自己啓発助成金」

所管課は職員課である。

本事業は、自己啓発による能力開発を促進し、もって職員の資質

向上に資することを目的として、職務に関連した資格を取得した職員に対して当該資格の取得に要した費用の一部を助成するものであるが、組織的課題である人材育成という観点からも、これまでの実績を踏まえて事業の効果を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

#### No. 6 「自主防災組織活動資器材等助成事業」

所管課は防災安全課である。

本事業は、地域における自主防災活動を促進することを目的として、結成された自主防災組織に対して防災資器材等を助成するものであるが、第七次行政改革大綱において「自主防災組織の活性化策の検討」を推進項目に掲げて課内で検討を進めてきた経過があり、補助内容や周知方法等について総合的な評価を行い、事業の有効性や効率性を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

#### No. 8 「おくやみコーナー運営事業」

所管課は市民課である。

本事業は、御遺族の負担軽減を図るため、死亡届後に必要となる手続をワンストップで行える「おくやみコーナー」を運営するものである。制度の導入後間もないものの、更なる市民サービスの向上に向けて、ワンストップサービス導入による効果を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

#### No. 1 0 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（ポピュレーションアプローチ）」

所管課は、高齢福祉課及び健康推進課である。

本事業は、高齢者の健康の保持増進のため、高齢者の通いの場等への積極的な支援として、保健師や歯科衛生士等がお互いさまサロンを訪問し、健康教室「歯つらつ教室」を実施するものである。制度の趣旨や目的に照らし、保険年金課で所管する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（企画調整 ハイリスクアプローチ）」と一緒にこれまでの実績を踏まえた上で、実施効果を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

#### No. 1 4 「武蔵村山観光まちづくり協会助成事業」

所管課は産業観光課である。

本事業は、武蔵村山らしさのある観光事業推進のため、効果的なPR、来訪のきっかけとなるようなイベント等の企画実施等を行う武蔵村山観光まちづくり協会へ助成を行うものであるが、設立以降、武蔵村山観光まちづくり協会の運営は本交付金に依存しており、必要な支援範囲を見極めるとともに、当協会が行う事業等も含めて、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.16 「重度心身障害者おむつ支給事業」

所管課は障害福祉課である。

本事業は、重度の心身障害者の負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資することを目的として、重度の心身障害者におむつを給付するものである。全額一般財源で賄っている中で、物価高騰等によりおむつの単価が増加しており、他市の状況等を踏まえ、制度の見直し等を検討する必要があると思われることから、これまでの実績を踏まえ事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.20 「保育所A I 入所選考システム導入事業」

所管課は子ども育成課である。

本事業は、業務の効率化等を図るため、保育所の入所選考作業を自動で行うA Iシステムを導入するものである。令和4年10月から運用を開始し、従来の職員による手作業からA Iの活用へ切り替えたことで、入所選考作業に係る処理時間が短縮される効果が得られており、A I－OCR及びRPAの今後の更なる活用促進を図るべく、導入による効果を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.24 「多摩都市モノレール延伸促進事業」

所管課は、交通企画・モノレール推進課である。

本事業は、多摩都市モノレール（上北台～箱根ヶ崎間）の早期延伸整備の実現に向けて、促進活動の活性化を目的とした延伸PR物品の作製や情報誌の作成を行うものである。令和7年3月に東京都において都市計画決定が告示され、今後、本事業による市内の機運醸成や促進活動が更に重要となることから、これまでの実績を踏まえた上で、事業の実施効果を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.26 「外国青年英語教育推進事業」

所管課は教育指導課である。

本事業は、各中学校に補助教員として外国青年を配置して英語教育の充実を図るとともに、小学校における国際理解教育を推進するため各小学校に派遣するものであるが、過去の行政評価から20年が経過し、これまでの実績を踏まえた上で費用対効果の観点から事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.31 「市民駅伝競走大会実施事業」

所管課はスポーツ振興課である。

本事業は、市民の体力向上及び健康の増進を図ることを目的とし

て、小学4年生以上の市内在住、在勤、在学者を対象として参加者を募り、市内区間で駅伝競走大会を実施するものであるが、大会開催に当たり、沿道等の警備を民間事業者に委託することとなり委託料が増加したため財源の確保が課題であり、今後の安定的な運営のため、他市の状況等を踏まえた上で制度の見直し等の検討が必要と思われることから、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

以上が外部評価対象事務事業の内容とその提案理由であるので、御審議いただきたい。

【質疑・意見等】

- 昨年度の選定基準と変更ないのか。
- 変更はない。
- 行政評価委員会の委員から外部評価の対象としたい旨の希望があれば他の事業も対象となり得るのか。
- 本会議で選定した事務事業以外は対象にしないものとしている。
- 以前は対象にしていたと思う。
- 令和4年度の行政評価制度の見直し以前は、行政評価会議で二次評価を行い、同会議で行政評価委員会へ付議する事務事業を選定していたが、それ以外も後日行政評価委員会の委員から希望があれば追加して付議し意見聴取していた。
- 14件提案されているが、件数を増やすことは可能なのか。
- 一つの事務事業に対する審議時間に限りがあり会議の開催回数も限られてしまうため、開催回数や日程を考慮して14件とした。例年の実施件数を考慮するとおおむね15件から17件程度であれば実施スケジュール及び予算の範囲内で対応できると思われる。
- 事務局から提案された12件について意見等はあるか。
- No.8「おくやみコーナー運営事業」、No.24「多摩都市モノレール延伸促進事業」及びNo.26「外国青年英語教育推進事業」について、所管課は外部評価の対象にそぐわないと思われるとの意見であるが、提案理由を伺いたい。
- まずNo.8「おくやみコーナー運営事業」について、導入後間もないものの、ワンストップサービス導入による市民の利便性の向上の観点から実施効果を検証するため提案した。  
次にNo.24「多摩都市モノレール延伸促進事業」について、今後更に多摩都市モノレール延伸の機運醸成を図る観点から、これまでの実績や実施効果を検証するため提案した。  
最後にNo.26「外国青年英語教育推進事業」について、所管課は英語教育の更なる充実に向けて内容等を整理検討中とあるが、費用対効果の観点から事業の有効性や効率性を改めて検証するため提案した。
- No.8「おくやみコーナー運営事業」について、所管課からの意見で「令和6年3月に設置したもので「3年以上継続している事務事

業等」に当たらず今年度の外部評価対象事務事業からは除外してほしい」とあるが、明文化しているのか。

- 原則3年程度事業を実施しているものとしているが、本事業は市政の推進上重点を置いている事業として提案した。
- 事務局案で提案された14件について、選定過程で各所管の偏りが無いよう配慮しているということは分かるが、外部評価対象として一番ふさわしいと思い選定されたということによいのか。
- 過去に本会議の審議の中で意見をいただき、可能な限り各所管の偏りが無いよう意識して選定している。
- No.1「LINE等システム導入事業」について、事務局の選定理由で「市の発信力について課題の解決に向け、事業の効果検証を行い、今後の適切な運用のため外部評価対象とする意義が高い事業と考える」とあり、優先度が高いと思われるが選定事業(案)の中に含んでいないのはなぜか。
- 選定事業(案)に含めなかった具体的な理由はない。実施スケジュール等の制限がなければ31件全てに外部評価を実施したいと思っているが、現実的に難しく、制約がある中で照会結果を参考に提案している。
- No.1「LINE等システム導入事業」及びNo.2「ビジネスチャットの導入及び文章生成AI活用事業」は所管課から意見がなく、いずれも外部評価対象としてもよいと思う。  
確かにビジネスチャット及び文章生成AIを業務でどう活用しているかを評価していただくことは必要だと思うが、市民から見ると、職員が使用するビジネスチャットよりも実際に市民が利用するLINE等について、市民の立場からの意見を聞いた方がよいと思う。
- No.7「避難情報等電話配信サービス事業」について、市民はあまり知らないように思われる。事業のPRが曖昧できちんと伝わっていない可能性もあるので、周知方法等など検証するため行政評価委員会に諮り意見を伺ってもよいと思う。
- No.8「おくやみコーナー運営事業」について、現行の運用方法を変更するという考えもあると思うが、令和6年3月に開設したばかりで実施後間もない。現状、おくやみコーナーの利用に係る市民アンケート調査で確認する限り特段悪い評判は聞いていない。更にこの部分を評価してほしいというものがなければ、現段階で外部評価をする必要があるかは疑問が残る。所管課も外部評価の対象から外したい旨の意見を提出している。現場視察についても実際に相談している状況を見るわけにはいかず、おくやみコーナーそのものは現場を直接見なくても書面で説明は可能だろう。
- 所管部としては、導入後3年程度の実績を踏まえた上で事業を評価していただきたいので、今年度の外部評価対象からは除いていただきたい。
- No.24「多摩都市モノレール延伸促進事業」について、事務局に

において有効性や効率性を評価したいとする理由を確認したい。また、所管課からの意見で「事業そのものへの影響を定量的に評価することが困難である」とある中で、効率性をどの点からみるのか。

- 具体的な例は挙げられないが、機運醸成のためこれまでの取組等で目標の達成に期待する効果を得られたかという主旨で提案した。
- その意味合いなら有効性だけの文言で足りるので効率性という文言は削除してもよいと思う。取組による影響等を定性的に説明できるかもしれないが、定量的に費用対効果の算定根拠を出しにくい。
- 御指摘のとおり修正する。
- 令和7年3月に東京都において多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定がされた。今は違うフェーズに入ったが、現状、市報に寄せられる「モノレール延伸に際して情報がほしい」、「新駅の場所が分からない」との市民の感想もある。引き続き機運醸成をしていく必要はあると思うが、あえて行政評価委員会に諮る必要があるのか。これまで市の施策の最重要課題として位置付けて様々な取組を本事業で実施しており、取組内容や予算の使い道に関する意見をいただける可能性があるものの、そこまで優先度が高いとはいえないことから、別の事業を対象事務事業として入れた方がよいと思う。
- No.20「保育所A I 入所選考システム導入事業」について、令和6年度に開催された「Tokyo区市町村DX Award 2024」において、本事業は区市町村DX賞（優秀賞）を受賞した経過もあり、優先度は高くないと思われるが、事務局の提案理由を伺いたい。
- 既に実施効果を得ておりA I－O C R及びR P Aの今後の更なる活用促進のため外部評価をしたいと考え、提案した。
- 導入から3年程度の事業で費用対効果も非常に高いので、あえて行政評価委員会に意見を伺うべき事業なのか疑問に思う。所管部としては今年度の外部評価対象からは除いていただきたい。
- 保育所A I 入所選考システムは新聞にも取り上げられており、本事業は表彰もされているので外部評価でも継続すべきとの意見をいただくのではないかと思う。外部評価対象とする件数が限られる中、取組を表彰され対外的にも一定の評価を得ている本事業よりも同課のNo.21「ベビーシッター利用支援事業」を対象にしてはどうか。利用実績が少なく現状の課題を踏まえて効果検証するため対象としてもよいと思う。
- 今回の提案において、現状における課題を踏まえて見直し等の検討の余地がある事業を選んでいるわけではないのか。
- 必ずしもその視点のみだけでなく、市の政策上重点を置いているものという視点もある。各課への照会結果を参考に、現状の実績や課題を踏まえて、市民目線で事業の有効性や効率性などを検証し総合的に意見をいただくことが望ましいと思われるものや、市政の

推進上重点を置き、今後更に推進するため意見をいただくことが望ましいと思われるものを提案した。

- No.26「外国青年英語教育推進事業」について、所管課からの意見で「本事業による英語教育の更なる充実に向けて内容等を整理検討しているため、外部評価対象事務事業として見直し等を図る段階にはない」とあるが、既に導入から二十年以上にわたり事業を実施しているが実施効果がなかなか表面に出てきていないように思う。  
多額の事業費がかかっており、開始当時と比較し外国語指導助手（以下「ALT」という。）を活用した結果、果たしてどの程度効果があったかを行政評価委員会に諮り意見を伺ってもよいと思う。
- 導入に際して、当時は別の英語教育を行っていたが、JETプログラムで外国青年を招致し英語教育に用いることで交付税措置されることから、本事業を導入したと記憶している。財源は一般財源だが、交付税が措置されている。
- そのとおりである。ALTを雇用するに当たり、住居の手当や、体調不良の際は通院の付き添いなど、あまりに教育委員会事務局の負担が大きい。現在も通訳者が一人付いてALTの支援をしているが負担は大きいと聞いている。その経過から、教育委員会で英語専門学校から派遣したい旨の実施計画提案もあったが、当該事業を継続し現在に至っている。
- 平成16年度行政評価で「継続」と評価され、導入当時から現在まで実施してきたが、当時の状況と大分変化しており、近年はALTや外国青年を招致する事業の縮小が議論され、都内ではALTの活用ではなく、別の方法で英語教育を実施している自治体も増えていると聞く。教育委員会では別の方法を考えているようだが、改めて外部評価対象としてもよいだろう。
- No.30「新・放課後子ども総合プラン事業」について、かなり以前から国で放課後子供教室と学童クラブとの一体型・連携型の方針を示しており、庁内の検討会議でどう進めていくかを検討していた経過がある。当時は放課後子供教室の実施校が市内全校に行き届いておらず、全校実施に向けて優先して働きかけるため、学童クラブとの一体型の実施に向けた検討が進まなかったと記憶している。その後何らかの検討をしているのか。
- 一体型・連携型に向けて検討したがかみ合わなかった。
- 国の方針で一体型・連携型を掲げているが、それに沿って実施している学校・学童クラブはあるのか。
- 二つの事業を一つにすることは難しいが、双方で一緒に取組を行うことにした学校・学童クラブが一か所あると聞いている。その代わり学童クラブの運営方法に合わせ、放課後子供教室の子供たちに別途おやつ代を集金している。
- 実態としてはそうだが、これまで検討してきた中で市職員の感覚だけでなく、市民目線から見た場合はどうかという視点も必要である。放課後子供教室と学童クラブの一体化事業について、必要性や

有効性、効率性はあるのかという観点から、行政評価委員会に諮り意見を伺ってもよいと思う。

- No.28「栄村交流事業」について、過去に長野県栄村との姉妹都市交流という観点で様々な事業を行ってきたが、それは含まれるのか。
- 本事業は、栄村で伝統的に行われている「栄ふるさと太鼓」と本市で行われている太鼓を通じた交流事業を指しており、令和6年度から開始した事業のみで過去の他事業は含まれていない。
- 以前にはバス事業やエリアリーダーの事業もあったが廃止されたと記憶している。他に宿泊費助成や駅伝競走大会などの姉妹都市交流事業があるが、「栄村交流事業」という位置付けでまとめて評価することはできないのか。
- 事業によって所管課が異なるため難しく、所管する三課がともに審議の場に出席して対応する必要があると思う。なお、市民課が所管する「姉妹都市宿泊利用者補助事業」は、令和5年度に行政評価委員会による外部評価を実施している。
- 現在、教育部所管で実施している事業は、駅伝競走大会と栄ふるさと太鼓による姉妹都市交流事業である。それ以外には、本市の事業でなく栄村の事業であるが、令和6年度に二泊三日の学校体験交流として、栄村の小学6年生を第八小学校で受け入れて交流した。今年度も同様に市内小学校で受け入れる予定となっている。
- No.31「市民駅伝競走大会実施事業」について、事務局の選定理由に「沿道等の警備に係る委託料が増額したことから財源の確保が課題であり、他市の類似の大会の状況等を踏まえて参加料の増額を行うなどの見直しが必要」とあるが、駅伝競走大会の開催に係る収支を参加料で賄う想定なのか。
- その意図はない。他市の状況をみると本市の参加料は高めの金額設定で、本市よりも安い金額設定の自治体もある。現状、大会開催に当たり警備に係る委託料が増額している中、他市の状況等を踏まえ現在の参加料の金額が適正かを含めて、行政評価委員会に諮り意見をいただきたいと考え提案に挙げている。
- コースを工夫すれば委託料を安価にできると思う。例えば周回コースにする案が考えられるが、いろいろなコースを走らないと分からないことも多い。
- 周回コースも過去に実施していた。沿道ではないので観戦者も多いとはいえず、面白みに欠けると不評だったため、従来の青梅街道をコースとして復活させた経過がある。また、警備に係る委託料が増えた理由は、交通安全協会の全面的な対応が困難となったことや、警察から安全性の観点から市職員や交通安全協会ではなく交通専門の警備員を付けるよう指摘されたことが挙げられる。警備員の人員不足もあり費用が高い。大会の収支を参加料で賄うことは不可能であり、これ以上参加料を高くするのは好ましくない。
- 東京マラソン大会の参加費は16,500円だが、市民駅伝とは

開催規模が違うので比較にならない。

- 参加料はいくらなのか。
- 1チーム6,000円である。1チームの編成は10人以内で、監督1人、選手6人、補欠3人以内としている。
- 他市の状況は本市より安い金額設定なのか。
- 本市は高めの金額設定だと思う。
- 参加費を集金するようになってから参加者は減ったのか。
- 集金は平成26年度から開始したが、コロナ禍によって駅伝競走大会を一時中止し、収束後に再開した以降、参加者が減ったという印象がある。
- 他に意見はあるか。
- No.4「テレワーク導入事業」について、本事業は令和6年5月に導入したばかりで年数が浅く、実績が乏しいのではないか。
- 令和6年度実績は、件数35件、実施人数7人だった。テレワーク対象となった職員は全員育児による理由で実施している。
- 所管課としてはテレワークを推進するという考えなのか。
- ワーク・ライフ・バランスや働き方改革など多様な働き方を実現するためには必要だと考えている。実際にテレワークを行った職員の感想で「通勤時間がなくなり始業前や昼休みに家事を行うことができた」、「出張予定の際に移動時間を削減できた」という声が聞かれた。歴史の浅い事業であるが、行政評価委員会の意見を伺ってみたいという気持ちはある。
- 他市と比較して本市のテレワークの対象職員の範囲が狭いと感じる。
- 武蔵村山市職員テレワーク実施要綱において、テレワークの対象とする職員は、(1)障害者である職員、(2)12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員、(3)要介護者を介護する職員、(4)妊娠中の職員、(5)前各号に掲げるもののほか、市長が特に理由があると認める職員としている。単に自身でテレワークがしたいというものは認められていない。
- 職員希望でテレワークの実施が認められている他自治体もあるようだ。この場で議論するものではないが、要綱上の対象職員は優先順位を高くし、それ以外に制度を利用したい人に対しても端末を貸し出すなどしてもよいと思う。
- この取組を推進することで伝票などの紙面での決裁も電子化されるのではないか。
- 逆の意見がある。現状、文書管理システム及び電子決裁システムの導入により各種文書の起案・決裁はシステム上で処理できる環境になった。しかし、財務会計システムの紙面での伝票処理や、各課で導入しているシステムは、テレワーク用端末に組み込まれていないので操作できない。そういった業務を所管する部署や、窓口及び電話対応の多い部署は、事実上テレワークができないという意見が

聞かれる。

- 不公平感を感じている旨の職員の声が聞かれる部署もある。
- 子どもがいる職員や親を介護する職員でテレワークを活用できる条件がそろっていても実際に利用できないこともあるだろう。
- テレワークできる環境が各部署により違うというのは、他市でも聞かれる意見であり、一部偏りが見られても対応は難しい。
- もし行政評価委員会に諮り事業を縮小又は廃止すべきという意見があれば参考にするのか。
- 導入して間もないことや、現状の実施状況からも拡充した方がよいと評価されるのではないか。
- 将来的にテレワーク業務で使用できる各種システムを増やした方がよいと意見があると思われる。
- それには最低でも伝票処理は電子決裁が可能にならないと難しい。
- 確かに拡充していく場合、伝票処理の電子化、各課で導入しているシステムをテレワーク端末に入れるなどし、自宅等で操作可能にする必要があるが、現状はハードルが高い。
- もう少しあらゆる実績を積み重ねてから評価してもよいと思う。
- 本事業は時期尚早と考えて見送ってもよいだろう。
- 職員課の所管する「人事考課実施事務」は評価対象としてどうなのか。現状における課題、制度設計や運用方法等について見直し検討の余地はないのか。
- 人事考課制度は、担当業務の実績を考課対象とする「業績考課」と業務遂行の過程（プロセス）における職務行動を考課対象とする「プロセス考課」という二つの区分で評価しているが、被考課者である職員本人による自己考課と、1次考課者及び2次考課者の考課者との間での評価の捉え方に課題が見受けられている。
- 考課者、被考課者ともにスキルが必要であり、一律に評価できるものではないが部署による偏りが生じている。課題の解決に向けて考課者、被考課者ともに人事考課の研修等を進めていかなければいけない。制度の根幹にもなるので、意見を伺うならそれらに対処した上で行政評価委員会へ諮る必要があり、今、外部評価をしても本事業の詳細なことまで議論が進まないという懸念がある。
- これまでの構成員の話を知っている限りでは、No.4「テレワーク導入事業」、No.8「おくやみコーナー運営事業」、No.20「保育所A I 入所選考システム導入事業」及びNo.24「多摩都市モノレール延伸促進事業」の4件について、外部評価の対象事務事業から除くこととしてよいか。
- 異議なし。
- 他に意見あるか。新たに提案したい事務事業についても伺いたい。
- 各所管の偏りが無いようにという考えと矛盾するが、No.1「LINE等システム導入事業」について、運用方法や使い勝手の良し悪

しなど、市民目線による意見を伺いたいので、外部評価対象として提案したい。

- 同様にNo.7「避難情報等電話配信サービス事業」について、事業の周知方法等について市民目線による意見を伺うため、外部評価対象としてもよいと思う。
- No.15「資源回収奨励金」について、平成24年度行政評価の実施から一定期間経過し、事務局の選定理由に「登録団体数が減少傾向で、家庭ごみ有料化及び戸別収集により資源物回収が難しくなることを考慮し、令和3年度に登録団体の要件を見直し、20世帯以上から5世帯以上に緩和した。登録団体だけでなく過去に登録経過のある団体にも勧奨通知を発布するなど、啓発方法を見直している」とあり、資源回収量が減少し、要件緩和等の見直しを行ってきた経過がある。今後ごみの資源化及び減量化に向けて取組を更に推進していく事業であり、行政評価委員会に意見を伺うため外部評価対象として提案したい。
- No.20「保育所A I 入所選考システム導入事業」に代わり同課のNo.21「ベビーシッター利用支援事業」について、現状を踏まえて効果検証するため外部評価対象として提案したい。
- 各所管の偏りがないように考慮するとNo.25「私道整備補助事業」を外部評価対象としてはどうか。過去に行政評価を実施しているのか。
- 平成28年度に行政評価を実施し、当時は「継続」と評価されている。当時は行政評価会議による二次評価までであり、行政評価委員会における評価を実施していない。
- 構成員から提案いただいた5件を外部評価対象事務事業として選定し、外部評価の対象事務事業の選定については、事務局から提示された対象事務事業（案）から一部の事務事業を修正して決定してよろしいか。
- 異議なし。
- 外部評価の対象事務事業については、事務局案を一部修正し、No.4「テレワーク導入事業」、No.8「おくやみコーナー運営事業」、No.20「保育所A I 入所選考システム導入事業」及びNo.24「多摩都市モノレール延伸促進事業」の4件を除外する。それに対して新たにNo.1「LINE等システム導入事業」、No.7「避難情報等電話配信サービス事業」、No.15「資源回収奨励金」、No.21「ベビーシッター利用支援事業」及びNo.25「私道整備補助事業」の5件を加えて、15件を選定する。

議題2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について

- 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況については、令和5度より外部評価として改善や見直し等を求めた意見がどの程度事業に反映されたかを把握することを目的として、当該調査

の結果について、一定の結論を得たものを行政評価委員会に報告することとしたため、行政評価会議において承認いただきたいと考えている。

本年5月に実施した合計48件の事務事業等に係る行政評価見直し状況調査結果については、「未着手」が2件、「検討中」が34件、「見直し済み」が12件、「見直し不可と判断」が0件となっている。

この中から、「見直し状況」を「見直し済み」としている12件の事務事業等の見直し状況について説明する。

#### No.5 「消防団員厚生事業交付金交付事業」

所管課は防災安全課である。

本事業は、消防団員互助会が行う厚生事業に対し補助金を交付することにより、消防団員の結束力の強化や福利厚生の実現を図るものである。

行政評価委員会からは、「より効果的な事業とするため、厚生事業について実績や団員の年齢構成に応じた内容に見直すなど工夫改善していくことが望ましい。また、女性団員の増加を推進していることを踏まえれば、女性部への交付金の使途や配分の見直しなどを検討することが肝要である」旨の意見があった。

所管課では、厚生事業の在り方を検討し、団員からの意見を反映させるため分団長会議等で議題に挙げ、現団員の意向に即した事業内容となるように精査し、毎年度見直しを実施していくことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、女性部への交付金の使途等について検討し、男性団員とは異なる目線で消防団活動の周知や防災教育を担っている女性団員数を増加させたいものの、現在性別にかかわらず消防団員の定数を満たしていない中で、男性、女性団員ともに同基準で交付している現状を鑑みると、改めて性別によって交付金の配分等を変更することについては、現団員の構成等を考慮して見直しが困難であると判断したことから見送っている。

#### No.6 「木造住宅耐震改修等助成事業」

所管課は防災安全課である。

本事業は、地震発生時における助成対象住宅に居住する市民の生命・財産を守り、また、地域の安全性の向上に資することを目的として、旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断及び耐震改修等に係る費用の一部を助成するものである。

行政評価委員会からは、「要耐震改修住宅戸数の目標数値に対し、交付実績が低調である理由として、耐震改修に係る費用に対して補助額が少ないことに加え、住宅の耐震化の必要性に対する市民の認識が不十分であることが考えられる。補助額の増額の検討や、耐震補強が必要な住宅が密集する地域への啓発、耐震診断結果に応じた

改修内容や工事費用の周知など、より効果的な周知方法等について検討し工夫改善することを求めたい」旨の意見があった。

所管課では、補助額の増額を検討し、本市の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムが策定されたことにより、都費及び国費の活用が可能となったため、助成額を最大100万円に引き上げたことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、より効果的な周知方法について、今後、事業内容の周知に併せて、住宅の耐震補強の必要性や工事内容等について、申請者の理解が得られやすい広報内容を検討し、啓発活動をしていくとしている。

#### No.8 「特定健康診査未受診者受診勧奨事業」

所管課は保険年金課である。

本事業は、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的として、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の受診者を増やすため、未受診者への受診勧奨を行うものである。

行政評価委員会からは、「委託事業者によるナッジ理論等を用いた通知など勧奨方法を工夫することで特定健康診査受診率の向上を図り、同率を東京都平均より高い水準につなげていることは評価できる。ただし、公共性とプライバシー保護の観点から、診療報酬明細書等の個人情報を利用した勧奨に当たっては、当該情報を活用した取組について市民から理解を得られるよう、透明性を確保した上で実施することを求めたい」旨の意見があった。

所管課において、改めて根拠法令を確認し、個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意なく個人データを第三者に提供してはならないとされているが、同法第27条第5項第3号により本市の受診勧奨の運用は第三者から除外されていることから法律上問題はないものの、更に市民感情を意識することが課題であると認識し、市民に対して特定健康診査の受診票等を送付する際にSMSによる受診勧奨を行う可能性があることを明確に周知し、受診勧奨に使用する記載内容についても配慮した内容に変更したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

#### No.13 「商店街装飾灯電気料補助金」

所管課は産業観光課である。

本事業は、商店街の振興に寄与することを目的として、商店会が設置し、維持管理する装飾等の電気料金の一部を補助するものである。

行政評価委員会からは、「商店街のにぎわいを維持することに一定の意義が認められるため、当面は継続することが適当であるが、商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、本補助金を継続したとしても、商店街の振興を図ることや、存続させていくための課題を解決することは困難である。商店街の活性化策につ

いて、長期的な視点に立って市と商店会が共に検討を進めていく必要があり、その上で本補助金がより有効な制度となるよう併せて検討していくことを求めたい」旨の意見があった。

所管課では、補助金の在り方について検討し、商店会のイメージアップや景観形成とともに、安心安全な商店会を実現するための基本的な支援として本補助金を引き続き実施することとし、また、令和6年度から新たな補助制度として空き店舗活用補助金を創設したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

引き続き、商店会情報交換会で現状を聴取し、より効果的な商店街の活性化策を検討していくとしている。

#### No.14 「桜まつり実行委員会補助金」

所管課は産業観光課である。

本事業は、野山北公園自転車道の桜並木のライトアップに係る費用を補助し、地域資源を有効に活用して本市の魅力を発信することにより、市内外からの集客力を高めて地域の活性化に寄与することを目的とするものである。

行政評価委員会からは、「桜まつりの来場者がもたらす市内への経済効果の正確な測定ができていないなど、桜まつりの成果の把握に課題があることから、成果等を正確に把握・分析した上で、桜まつり実行委員会と観光協会が連携して来場者数の増加に向けた企画の立案や効果的な周知を図るなど、より魅力的な事業へと発展させていくことを求めたい」旨の意見があった。

所管課では、桜まつり実行委員会に対する交付金の在り方を検討し、実行委員会において飲食店の出店料や協賛金、広告料など自主財源の確保に努めているものの、収入に占める交付金の割合が約2割を占めていることから、自立的な開催は厳しい状況であると分析した上で、本補助金を継続することとしている。また、運営体制に関しては、令和6年度より各種団体とともに武蔵村山観光まちづくり協会も実行委員会に参画し、後援に名を連ねており、物価高騰が続く中で持続可能なイベントを目指し、令和6年度より会場イベントを土曜日の1日みの開催へと見直しを行ったことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、野山北公園自転車道の桜の老木化やイベントに係る諸経費の高騰など、桜まつりの今後の展望は描きづらい状況にあるものの、春先の観光事業の一つとして、引き続き、観光まちづくり協会等とも連携しながら、できる限り自立的にイベントを開催できるよう支援していくとしている。

#### No.15 「創業支援等事業」

所管課は産業観光課である。

本事業は、創業希望者に対して支援を行うことにより、創業意欲を喚起し市内での創業につなげることを目的とするものである。

行政評価委員会からは、「参加者が定員に満たず潜在的な創業希望者の発掘や、本事業の目的である地域経済活性化についての効果の検証が課題となっていることから、創業希望者が求めるニーズや実態把握を通して、事業の企画、運営等にかすとともに、空き店舗を活用した創業支援など、地域政策の観点から市内での創業に対する付加価値の創出について検討等を行い、より効果的な事業へと発展させていくことを期待したい。さらに関連事業の実施団体との連携を強化し、より創業しやすい環境の創出に努めることを求めたい」旨の意見があった。

所管課では、効果的な方策について検討し、令和5年度に認定創業支援等事業計画を変更し、創業相談及びセミナー・イベント事業における関係機関との連携強化したほか、令和6年度に業務委託の内容を見直して創業個別相談等による支援の充実、さらに、創業に対する機運醸成を図るため、ローカルスタートアップ支援事業としてビジネスプランコンテストの開催など機運醸成事業を実施したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

見直しの結果、創業塾の参加者が定員を満たすなど一定の効果を得ており、引き続き、空き店舗活用事業や市内での創業に対する付加価値の創出などについて検討を行い、より効果的な事業展開を図っていくとしている。

#### No.16 「武蔵村山地域ブランド創造活動事業」

所管課は産業観光課である。

本事業は、市内の魅力ある商品等を認証し、市内外へ広く発信することで、認証商品の普及促進や集客力、知名度の向上を図るものである。

行政評価委員会からは、「近年新たな認証商品の開発がなく、新規商品の開発の観点からは有効性に疑問が残る。認証商品の普及促進に加え、新規商品の開発支援においては他の創業支援を目的とした事業等との連携を検討する必要がある。その際には、既存の認証商品の分析により、それが本市の地域らしさにどのように結び付いているかの知見を確認し、新規商品の開発に役立てることを期待したい。また、地域に根差した効果的な周知方法を検討するなどの工夫改善により、より魅力的な事業へと発展させていくことを求めたい」旨の意見があった。

所管課では、普及促進及び開発支援の方策について検討し、令和5年度から令和6年度にかけ、農業者や創業者などに事業の周知を図り、令和6年10月に地域ブランド認証商品に1品目が新たに追加されることとなった。令和7年度に収納課が実施する国民健康保険税口座振替キャンペーンで地域ブランド認証商品を対象としたクーポンを配布するなどして、周知拡大を図っていくこととしている。また、開発事業補助金は、これまでに実績が皆無であることから、補助制度以外の方策として、地域ブランドにテーマを絞ったコ

ンテストの開催及び商品開発に係るコンサルティングの提供やリブランディングに係るデザイン開発支援等の伴走支援型の事業などの検討も行っていくことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

#### No.24 「老人性白内障特殊眼鏡等助成事業」

所管課は高齢福祉課である。

本事業は、老人性白内障のため水晶体摘出手術を実施した後、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない高齢者が購入する特殊眼鏡等の経費の一部を助成することで高齢者の福祉の増進を図るものである。

行政評価委員会からは、「近年は助成実績がないことから、廃止すべきとする趣旨は理解できるものの、医療技術の進歩等により対象者がいないものと推測するが、高齢化の進行に伴って本事業の対象となり得る高齢者が今後も増加していくことを考慮すれば、近年の実績のみを理由として廃止と判断することは適当ではないことから、眼科医への意見聴取を基に本事業の必要性を改めて精査した上で、廃止の是非を判断することが肝要である」旨の意見があった。

所管課において、本事業の必要性及び廃止の是非について検討し、令和4年度実施の武蔵村山市第六次高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画の策定用市民アンケート調査において、本事業の認知度が高齢者福祉サービスの中で最も低い割合であったことから廃止の検討を進めていたが、眼科医へ意見聴取したところ、対象者は0人ではないとの回答もあり、本事業は今後も継続して実施すると判断したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、事業を継続する上で、本事業の認知度が低いことが課題であるため、今後は申請対象者が認知できるよう効果的な周知方法を検討したいとしている。

#### No.25 「在宅医療・介護連携推進事業」

所管課は高齢福祉課である。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けることを目的として、在宅医療及び介護を一体的に提供するため、医療と介護の関係機関の相互連携を強化するものである。

行政評価委員会からは、「在宅医療・介護連携支援センターが持つコーディネート機能が市民のニーズに十分に対応できているかや、在宅医療・介護連携推進協議会、多職種連携研修会等が関係機関の連携強化にどの程度寄与しているかなどがわかりにくいという課題がある。よって、より効果的な事業とするため、専門職だけでなく、サービスの利用者に対するアンケート調査の実施等により定性的な現状を把握した上で、質的な評価を実施し、高齢者の福祉の増進に寄与していくことを期待したい。また、在宅医療・介護連携支援センターについては、市民からの相談に対しても積極的に対

応できる仕組みの構築を検討することが肝要である」旨の意見があった。

所管課において、相互連携の方策や相談支援の仕組みづくりについて検討し、時事に合わせたテーマ等で意見を交換し、医療と介護の従事者同士が連携を深めることができる機会として専門職合同の研修会等を開催していくことに加え、市民からの相談に対し積極的に対応する仕組みづくりについては、市民からの個別具体的な相談内容に適した専門職へ柔軟に引き継げるよう働きかけをしていくとしている。さらに連携支援センターとしては、各職域間の情報共有や助言、研修による知識の向上を図ることにより、専門職間の連携を推進する役割を担っていけるよう事業を実践し、普及啓発事業も継続して実施していきたいとしていることから、見直し状況を「見直し済み」としている。

#### No.34 「子ども食堂推進事業」

所管課は子ども子育て支援課である。

本事業は、民間団体等が行う子ども食堂に対し、その運営に要する経費の一部を補助することにより活動の充実を図り、もって児童福祉の向上及び子育て世代の負担を軽減することを目的とするものである。

行政評価委員会からは、「事業の周知に加え、団体等に対して積極的にアプローチすることで子ども食堂の開設数を増加させ、子どもの居場所づくりという側面だけでなく、地域住民による見守りと連携し、支援が必要な子どもたちへの早期介入につなげていることは評価できる。一方、保護者世代において子ども食堂に対する生活困窮世帯への支援というイメージが強く、その子どもたちへも同様のイメージが波及することが子ども食堂の利用を阻害する一因になっていると推測されることから、周知方法などを工夫改善することにより、今ある子ども食堂のイメージを払拭し、理解の定着に努めることが肝要である。また、支援に当たっては、運営団体の活動が継続されるよう努めるとともに、食中毒防止のため衛生管理指導を適正に行うことを求めたい。さらに、実施場所の検証や学校などの長期休暇中における臨時的な運用を実施する等、効果的な事業へと発展させていくことを期待したい」旨の意見があった。

所管課では、その意見を参考に検討し、生活困窮世帯への支援のみならず、誰でも利用できる食堂としての理解と周知を図るため、新たに「子ども食堂マップ」を作成し、市内公共施設や学校等に掲示依頼することに加え、子ども食堂実施団体との連絡会を実施し、衛生管理等の適正実施のほか、実施における課題や利用者の予約方法等の情報共有を図っていくとしたことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、長期休暇中の臨時的な開催については、既に一部の団体で実施しており、今後も開催数の増加について働きかけを行っていき

たいとし、居場所づくりや地域交流の拠点を目的とした子ども食堂の在り方については、実施団体の意見も踏まえつつ、具体的に検討していきたいとしている。

#### No.36 「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業」

所管課は交通企画・モノレール推進課である。

本事業は、「モノレールを呼ぼう！市民の会」へモノレールの促進活動に必要な経費を交付することにより、市民等が主体となって行うモノレール促進活動の充実を図り、もって多摩都市モノレールの市内延伸の早期実現に資することを目的とするものである。

行政評価委員会からは、「モノレールの延伸が着実に前進している状況を踏まえ、これまで培ってきた知見や組織力をいかして将来世代を含めた全市民でまちづくりを考えていくものに転換しており、本交付金の存在意義は大きい。ただし、補助上限額を上回る繰越金が発生していることから、補助額の見直しについては検討することを求めたい」旨の意見があった。

所管課において、「モノレールを呼ぼう！市民の会」に対する交付金の在り方を検討し、多摩都市モノレールの事業主体である東京都の取組等により、「モノレールを呼ぼう！」というフェーズが終了すると判断し、令和7年度予算において、市民活動団体への補助の縮小を図ったことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

また、令和7年3月6日、東京都における多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸に関する都市計画決定が告示されたことを受け、令和8年度以降、本交付金を廃止する方向性である。

#### No.40 「ICT教育支援員派遣事業」

所管課は教育総務課である。

本事業は、市内各小・中学校にICT教育支援員を派遣し、各校の教員に対しICT教育に係る指導・助言等を行うことにより、教員のICT活用指導力の向上を図るものである。

行政評価委員会からは、「ICT教育を充実させていくためには、教員各自の自発的で継続的な創意工夫が求められており、支援内容を、これまで行われてきた基礎的な知識や技術の習得から、より発展的なニーズに応じたものに変えていく必要がある。今後は、教員のモチベーションの違いや個別教育ニーズに対応した支援、さらには、働き方改革に結び付く支援に重点を移し、教員のICT活用指導力が更に向上することを期待したい。また、ICT活用は、個別学習の充実、探究的な学び、協働学習、オンライン学習、プログラミング教育など多岐にわたるため、教育目的ごとにどのような成果があったのかを明確にすることを求めたい」旨の意見があった。

所管課では、授業におけるICT活用方法を検討し、ICT支援員による研修等を実施するなど、教員の知識及び技術の習得に努め、更なる活用を促している。また、教育目的ごとの成果について

は、従前からの学校訪問による状況把握に加え、毎月1回開催しているICT支援員派遣委託事業者との会議において、教育目的ごとの成果を記録した資料を基に具体的にどのような学習で活用したのか報告を受けることで確認し、結果を各学校へフィードバックすることで、情報共有する体制を整備したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

以上が行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況結果であるので、御審議いただきたい。

**【質疑・意見等】**

- いつから行政評価の見直し状況を行政評価委員会に報告することとしたのか。
- 令和5年度から報告している。令和4年度の行政評価委員会の会議において、委員から、「改善を求めた意見がどの程度事業に反映されたかという結果が分かることが望ましい。行政の内部だけでは提案しにくい意見を市民の視点で意見しているため、市政運営に資するものになっているのかが目に見えると良い」という意見を受け、行政評価の見直し状況について、一定の結論を得たものを行政評価委員会に報告することとし、行政評価会議において承認いただくこととした。
- 一定の結論を得たとして、これまで行政評価委員会に報告した事務事業の中に再度調査検討を行うよう指摘された事務事業はあるのか。
- 指摘を受けたものはない。
- 所管課において「見直し済み」としている事務事業で、本会議において再度調査検討を行うよう指示すると、当該事務事業を差し戻すことになるのか。
- 本会議において承認されない場合は所管課に再度調整を行うこととなるが、本会議で議題とするに当たり事務局で時間をかけて所管課に調整した上で、行政評価委員会からの意見を踏まえて各所管における検証結果や見直し内容がきちんと伝わるような記載となるよう努めている。過去に本会議の審議の中でも「行政評価委員会の委員の意見や外部評価の結果は尊重されるべきである。しかし、所管課で対応することが困難な場合もあるため、最終的には諸般の事情により見直しが実施できないということはあると考えている。市民の視点に立った外部評価の結果を尊重して、事業の振り返りを行うことが重要なので、各所管における検証結果や見直し内容について所管課に確認し進捗管理してもらいたい」との意見をいただき、「見直し済み」としている事務事業に限らず、事務局で進捗確認を行った事務事業全てを精査している。
- 「検討中」及び「未着手」としている事務事業について、行政評価委員会から進捗等の確認はないのか。
- これまでの行政評価委員会への報告においても個別の事務事業

	<p>に対して委員からの問合せはなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他に意見あるか。</li> <li>○ No.14「桜まつり実行委員会補助金」について、見直し状況に「観光まちづくり協会等とも連携しながら、できる限り自立的にイベントを開催できるよう支援していく」とあるが、意図を伺いたい。</li> <li>○ 本来、本交付金に頼らずに桜まつり実行委員会が自立的に運営できることが望ましいと考えている。しかし、現実的には収入に占める交付金の割合が一定程度あることから、自立した経営は困難と予想する。協賛金や広告収入を増やすことで、本交付金の金額を減らすことは可能であるものの、努力を重ねても決して交付金をなくすことはできないと考えており、それを踏まえて表現している。</li> <li>○ 他に意見あるか。</li> <li>○ 特になし。</li> <li>○ 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況については、事務局から提示された12事業を承認し、行政評価委員会に報告するとして決定してよろしいか。</li> <li>○ 異議なし。</li> <li>○ 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について、12事業を行政評価委員会に報告する。</li> </ul> <p>議題3 その他</p> <p><b>【質疑・意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特になし。</li> </ul>
--	---

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

## ○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

- 2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。
- 3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。
- 4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。
- 3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可

をしないことができる。

- 5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者(以下「傍聴者」という。)に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

- 2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

- 3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

- 4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

- 2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報(第3号様式)を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

- 2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

- 3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

- (1) 第4号様式に準ずること。
- (2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。
- (3) 発言者の氏名(職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。)は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

(1) 電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例(平成18年武蔵村山市条例第20号)第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針(平成10年10月6日市長決裁)

(2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針(平成11年1月12日市長決裁)

(3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針(平成11年1月12日市長決裁)

(経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則(平成20年4月9日市長決裁)

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行

の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第11条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第8条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第12条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第13条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第6条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼツケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

○武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領

〔平成30年12月20日〕  
委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針(平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。)第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 委員長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 委員長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 委員長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

**(参考) 会議録等の公表**

行政評価委員会の会議録(要旨)及び会議資料については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項の規定に基づき、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。

